

## 福生市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 福生市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するとともに、その推進状況の管理及び把握を行うため、福生市子ども・子育て支援事業計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福生市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援事業に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

区 分	職 名
委員長	子ども家庭部長
委 員	社会福祉課長
	障害福祉課長
	健康課長
	子ども育成課長
	子ども家庭支援課長
	教育指導課主幹
	教育支援課長
	生涯学習推進課長